

第3次国分寺市文化振興計画(案) パブリック・コメント(意見提出手続)

第3次国分寺市文化振興計画(案)を策定しました。皆さんの意見をお聞かせください。

対象 次の①～⑤のいずれかに該当する方や団体①市内在住②市内在勤または在学③市内で事業活動または公益的な活動をしている④本市に納税義務がある⑤当該案件に利害関係がある

公表・募集期間 12月19日(木)～令和7年1月20日(月)

公表場所 文化振興課(cocobunji WEST5階※1月6日以降は新庁舎1階)・各公共施設・市HP

提出方法 意見と件名・住所・氏名(団体は名称・代表者氏名・事務所等の所在地)・対象①～⑤の該当する番号を、[✉bunkashinkou@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:bunkashinkou@city.kokubunji.tokyo.jp)、[FAX042-328-6630](tel:042-328-6630)(1月6日以降は[FAX042-325-1380](tel:042-325-1380))、郵送(必着)または直接〒185-0012本町3-1-1cocobunji WEST 5階(1月6日以降は〒185-8501)文化振興課※市外在住の方は市内の勤務先・通学先、事業・公益的な活動内容などを併記

他 いただいた意見は検討し、概要と市の考え方を後日公表。直接回答は行いません

☎ 1033248

📍 文化振興課 ☎ 042-313-8182



第2次国分寺市スポーツ推進計画(案) パブリック・コメント(意見提出手続)

第2次国分寺市スポーツ推進計画(案)を策定しました。皆さんの意見をお聞かせください。

対象 次の①～⑤のいずれかに該当する方や団体①市内在住②市内在勤または在学③市内で事業活動または公益的な活動をしている④本市に納税義務がある⑤当該案件に利害関係がある

公表・募集期間 12月19日(木)～令和7年1月20日(月)

公表場所 スポーツ振興課(市役所第3庁舎※1月6日以降は新庁舎1階)・各公共施設・市HP

提出方法 意見と件名・住所・氏名(団体は名称・代表者氏名・事務所等の所在地)・対象①～⑤の該当する番号を、[✉sports@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:sports@city.kokubunji.tokyo.jp)、[FAX042-323-9062](tel:042-323-9062)(1月6日以降は[FAX042-325-1380](tel:042-325-1380))、郵送(必着)または直接〒185-8501スポーツ振興課※市外在住の方は市内の勤務先・通学先、事業・公益的な活動内容などを併記

他 いただいた意見は検討し、概要と市の考え方を後日公表。直接回答は行いません

☎ 1033110

📍 スポーツ振興課(内279)



新たなサービスを開始

📍 市民課(内310) ※1月6日以降は ☎ 042-312-8615

おくやみコーナー

身近な方を亡くされたご遺族の負担を減らせるよう、必要な手続きをワンストップでご案内します。従来どおり、直接ご遺族が各課で手続きすることもできます。

予約制

📍 市に住民登録があった故人のご遺族※戸籍謄本等をご持参いただき続柄を確認

時間 9:00～10:30・10:30～12:00・13:00～14:30・14:30～16:00

📍 市役所1階No.14相談室

📍 市役所内における死亡届出後に係る手続き※内容によっては各課にて直接お手続きいただく場合あり

予約受付開始 令和7年1月6日(月)

予約受付期間 死亡届を提出した日の約2週間後から利用日の4開庁日前まで
※例えば1月6日(月)に予約できるのは、利用日が1月10日(金)以降

📄 予約受付フォームまたは予約専用ダイヤル ☎ 042-312-8615 (9:00～12:00・13:00～16:00※土日祝日・振休・年末年始を除く。1月6日9:00から使用可)



書かない窓口

窓口で手続きを行う際に、申請書の記入などの負担を軽減するためのサービスを開始。

「書かない窓口」の流れ

- ① 番号発券機で受付
 - ② 窓口でマイナンバーカードや運転免許証等を機械で読み取り、氏名・住所等が印字された申請書に署名
※一部記入していただく場合あり
 - ③ 証明書等の交付
- 📄** マイナンバーカード・運転免許証等

消費者だより

消費生活相談室から

子どもの高額課金に関する相談が急増中。スマートフォンやタブレット端末、クレジットカードの管理は大人の責任です。



事例

クレジットカードの利用明細に、身に覚えのない30万円以上もの請求があった。調べてみると、小学生の子どもが親のタブレット端末で動画投稿アプリのライブ配信を観て、投げ銭(課金)を繰り返していたことが分かった。タブレットにはクレジットカード情報を登録してあるため、課金できる状態にあった。以前、家族でライブ配信を観賞したので、子どもが操作方法を覚えていたようだ。

相談室から

- 大衆演劇で行われていた「おひねり」を投げるのがインターネットのライブ配信サイトでも行われています。事例の子どもは、ライブの臨場感から、いけないことだと思いながらも投げ銭を繰り返したと話しました。
- スマートフォン・タブレット端末のクレジットカードやキャリア決済の登録・設定状況などを確認し、暗証番号の管理を徹底しましょう
 - 保護者のアカウントを子どもに利用させてはいけません
 - 子どもの端末はペアレンタルコントロールなどで家族共有し、利用を制限しましょう

お正月休みを迎えます。投げ銭だけでなく、オンラインゲームの高額課金の相談も増えています。子どもが保護者の許可なく課金しないように、スマートフォンやタブレットの使い方やルールに関して、家族で話し合ってみましょう。



おかしいな困ったなと思ったら 消費生活相談室へ(内224)



📅 月～金曜日(祝日・振休を除く)
9:30～12:00・13:00～15:30

📍 原則市内在住・在勤・在学・在活の方
土日祝日・振休は消費者ホットライン ☎ 188へ